

富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（大熊町決定）

都市計画下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のように変更する。

名 称		下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡大熊町大字下野上字大野、鮎沢、原、金谷平、清水及び大字熊字旭台					
面 積		約 43.1 ha					
位置 及び 規模	特定公益的・特定業務施設	約 16.2 ha	備 考	交流施設、産業、研究、業務施設等を配置する。			
	特定公益的・住宅施設	約 6.9 ha		交流施設、住宅等を配置する。			
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路	—	18～6 m	約 11,405m	
		地区に隣接する町道西 49 号線及び町道西 20 号線並びに都市計画道路大谷地鈴内線を主要な動線とし、区画道路（18m～6m）及び歩行者専用道路を配置する。					
	公園及び緑地	公園を適宜設置する。					
	その他の公共施設	下水道 ①雨水：調節池を經由して既設排水路へ放流する ②汚水：公共下水道により処理し熊川へ放流する。 調節池 約 3.0 ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する その他 一部、電線類の地中化等を行う					
小 計	約 20.0 ha						
		住宅施設 (戸建住宅に限る)	住宅施設 (戸建住宅を除く)	左記以外の施設			
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		10 m	—	—			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		200/100 以下	200/100 以下	200/100 以下			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60/100 以下	60/100 以下	60/100 以下、 又は 80/100 以下			

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

事業区域の拡大により土地利用の向上を図るとともに、一部道路線形の変更や交差点計画を見直し、安全性の向上や通行の円滑化が図られるよう変更しようとするものです。

都市計画の変更に係る土地の区域

既編入地のため変更無し（編入地の区域は大字下野上字原）